

## 第57回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 平成27年6月15日（月）午後1時30分～午後3時30分

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

出席者 委員）梶田委員（会長）、曾根田委員（副会長）、菊田委員、川地委員、竹内委員、中越委員、川口委員、岩田委員、坪井委員、加藤委員  
以上10名  
事務局）二挺木都市建設部長、青木下水道課長、服部副課長兼係長、藤野主事

町長より委嘱状の交付

町長あいさつ

大磯町は下水道の人口普及率が70%であり、100%までは、まだこれから先も長い道のりです。大磯町の下水道事業の財源は、約60%を一般会計からの繰入金によって支えられています。私は、大磯町は下水道が完備された町にならなければならないと考えています。そのため、下水道使用料の改正につきまして、ご審議をいただきたく存じます。よろしくお願ひいたします。

各委員による自己紹介

事務局

審議会の会長及び副会長は、大磯町下水道運営審議会規則第5条により互選により定めることになっております。自薦、他薦でどなたか、いらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、事務局案としましては、会長を東海大学工学部土木工学科准教授の梶田委員に、副会長を大磯町区長連絡協議会副会長の曾根田委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長及び副会長あいさつ

事務局

本日の出席委員は10名で、大磯町下水道審議会規則第6条第2項の規定により会議開催の定数に達しております。よって会議は成立しております。

本日の審議会の議事として、(1)「大磯町公共下水道使用料の改正について」、(2)「その他」でございます。よろしくお願ひいたします。

また、今回の会議につきましては、議事録を作成するため録音をさせていただきますの

で、よろしくお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長になることになっておりますので梶田会長、議長の方よろしくお願いいたします。また、本日の審議会の公開につきましては、当日の委員に諮ることになっておりますので、これにつきましては、議長よりお願いいたします。

議長

それでは、まず、事務局より説明がありましたように、会議の公開については、委員の皆様のご意見を聞くということですので、これからお諮りしたいと思います。

本日の議事は、前回に引き続き、「大磯町公共下水道使用料の改正について」となっております。

個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議長

本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局

傍聴人はおりません。

議長

議事に入るにあたり資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議長

最初に、第56回下水道運営審議会の議事について報告をお願いします。

事務局

議事録の要点説明

委員了承

議長

資料1「平成26年度大磯町下水道運営審議会 下水道使用料改正に係る検討結果」について事務局より説明願います。

事務局

資料1について概要説明

議長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

委員

資料の3ページに掲載された図一1と図一2によって、下水道使用料改正の説得力が増したと思います。続いて11ページと12ページに掲載された表2、表3も説得力のあるものだと思います。全体的に見て、改定率を9%とすることは妥当かと思います。ただ、38ページの図22については、説明をもう少し伺いたい。

事務局

図22は、一般家庭の標準的な使用料である1ヶ月20m<sup>3</sup>当たりの下水道使用料について、ケース別に消費税を含む金額で示したものです。平成24年度に下水道使用料の改正を行っていますが、平成25年度までについては消費税率が5%でした。また、平成26年4月1日に消費税率が8%に改正され、税込み金額が変わりました。また、今後、平成29年度に消費税10%への改正が予定されています。そのため、どの時点における消費税率でご説明すれば分かりやすいかを検討し、全国や県内の市町村平均について消費税率を10%に設定し換算したのも併記しています。

委員

そのようなことについて、資料のどこかに注釈を入れたほうが良いと思います。続いて、同じく38ページの図22の中に「国の使用水準が3,000円」と記載されていますが、この数値はどこから出てきたものかといった記載もあったほうが良いと思います。

事務局

本数値は、総務省が「使用料の適正化」において、他の公共料金や負担可能額を勘案し、妥当な水準として示している数値です。以上の2点については、加筆、修正させていただきたいと思います。

委員

38ページに県内市町平均1,690円と記載されているが、一方で10ページには県内市町平均1,960円と記載されています。どちらが正しいのですか。

事務局

1,960円のほうが正です。1,690円と記載されている38ページについては訂正させていただきます。

議 長

新規委員の方でご意見、ご質問は何かございますか。

委 員

大磯町の下水道使用料が、改正後も小田原市の下水道使用料より安いというのが不思議です。小田原市は自分たちのところで処理場も管理しているので、維持管理費が高くなることを考慮に入れても、大磯町の今までの下水道使用料が安かったのではと思います。

委 員

今、大磯町は東部地区ほぼ整備が終わっているそうですね。反対に西部地区の方はどの程度整備が終わっているのか、といったことについては手元の資料には記載されていませんが。

事務局

国府本郷、生沢のあたりまではすでに整備が進んでいます。今後は国府新宿地区を整備していく予定です。東部地区でも未整備となっている山側も並行して整備を進めていきます。

委 員

34ページについてですが、整備面積が増加すれば、下水道使用料収入もそれに比例して増加するというわけでもないと思います。やはり、接続率を上げることが下水道使用料の増加にもつながると思うのですが、大磯町では接続率を上げるためにどのような取り組みを行っていますか。

事務局

大磯町の接続率は約75%で推移しています。大磯町の取り組みとしては、供用開始後3年以内に公共下水道への接続工事を行った世帯に奨励金を交付しています。他に、融資あっせんも行っています。昨年度はできませんでしたが、供用開始後3年以内のお宅に接続促進を趣旨としたリーフレットを投函するといったことも行っています。現状の職員数でできることは限度もございますが、接続率向上のために鋭意努力していきます。

委 員

大磯町は多量に下水を流す工場が少ないため、下水道使用料が大幅に増加するということは有り得ないと思います。そのため、一般の家庭に対して精力的に接続推進を行っていただきたいと思います。

委 員

人口の推計はどのようになっていますか。

事務局

大磯町の総合計画では最終人口33,000人を想定しています。しかし、下水道整備事業においては最終人口29,600人を想定しています。25ページの計画汚水量の推計の中で、将来人口を掲載しています。

委員

年齢構成は載っていますか。

事務局

年齢構成については載っていません。

委員

他市町を見ると、高齢の方は公共下水道への接続にあまり意欲的ではない傾向がある。年齢構成についても考慮に入れたほうが良いと思います。

事務局

確かに、供用開始説明会ではそのようなご意見も耳にします。

委員

今後、3年ごとに計画を見直していく中で、そのような事情についても考慮に入れて検討していきます。

議長

意見もだいぶ出たようですので、これでよろしければ、資料2の「下水道使用料改正の答申(案)」について移らせていただきます。事務局説明願います。

事務局

資料2について説明

議長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。特に、付帯意見の部分について、委員の皆さんからのご意見をいただければと思います。

委員

2ページの4番に「下水道施設の老朽化等」と記載されていますが、大磯町公共下水道事業が始まってそれほど経過していないので、老朽化というのはまだ早いかと思えます。

事務局

平成2年から整備を開始していますので、現在古いものでも25年が経過しているこ

とになります。

委 員

一般的には、「老朽化」というのは50年ほど経過したものを指すのではないのでしょうか。

事務局

そうですね。

議 長

このところは書き方を変えたほうが良いかと思います。3番に「中長期の経営戦略の策定」と記載されているが、これはどういうことでしょうか。

事務局

平成32年3月までに、人口3万人以上の市町は地方公営企業法を適用せよという通達が総務省から来ています。また、併せて経営戦略の策定についても通達が来ています。この2つをセットにして、今後、5年ほどのスパンの中で、中長期の計画を策定せざるを得ない状況になっています。

議 長

他にご意見ございますか。

委 員

資料1の1ページの4段落の部分に「高度処理」という記載がありますが、これに関しては何か計画があるのですか。つまり、現在の課題として存在しているのですか。

事務局

流域下水道について高度処理は今のところ予定されておりませんので、この箇所につきましては修正させていただきます。

委 員

それに加えて「耐震化」という記載もありますがこれは何ですか。

事務局

主にマンホールの接続箇所などについて検討しています。ただ、差し迫って今すぐに実施しなければならないというものではありません。

委 員

さらに「浸水対策」という記載もありますが、これは管渠に流入してくるもののみを考慮に入れているのですよね。

事務局

ここにいう「浸水対策」とは、主に雨水管の整備を行うことについて記載させていただいたものです。

委員

予算には限りがありますので、一般会計からの繰入金が増加することは問題だと思っておりますが、雨水対策はそれほど重要な課題でしょうか。

事務局

雨水対策も重要な課題です。大磯町でも、過去に浸水被害が発生している地域があります。また、昨今、局所的な豪雨への対策が求められています。現在は、浸水被害の軽減および解消を目的とし、雨水管の整備等を行っておりますが、今後、汚水管の整備に併せて雨水管の整備も促進させる必要があります。

委員

先ほど、現状の職員数ではできることには限度があるといった話が出ましたが、人員を削減し人件費を抑えることについては今後見直す必要があると思っております。

事務局

昨年度も委員から適正な人員について、職員を減らせば良いというわけではない、とのご意見をいただきました。また、今年度は、昨年度より職員が1名増えましたので、厳しい状況の中でも職員一同、協力しながらやっていきます。大磯町の総職員数は決まっておりますので、この点については配慮していただいていると解釈しています。

議長

付帯意見の中に、職員の最適な人員配置という項目も盛り込んだほうが良いと思っております。

議長

その他、委員の皆様から何かございますか。ご意見等も出尽くしたようですので、本日の意見を踏まえ、検討結果及び答申を事務局に修正していただき、会長、副会長確認のうえ、正式な答申とさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

議長

それでは、議事の（２）その他 ですが、事務局から何かありますか。

事務局

特にありません。

議 長

本日の議事はすべて終了しましたので、議長の席を降ろさせていただきます。 ご協力ありがとうございました。

事務局

梶田会長ありがとうございました。それでは、これをもちまして第57回大磯町下水道運営審議会を終了いたします。検討結果及び答申（案）につきましては、本日、委員の皆様から頂いたご意見等を踏まえ修正のうえ、会長・副会長にお諮りし、正式な答申として、町長に報告したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。本日は、どうもありがとうございました。